

公 示 書

国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所において、自動販売機による飲料提供の営業を希望する業者の公募を次のとおり公示します。

平成25年10月 4日

国土交通省中国地方整備局
三次河川国道事務所長 猪 森 正 一

1 対象業者

国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所において自動販売機による飲料提供の営業を希望する者で、以下の要件を満たしているもの

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

2 対象施設

三次河川国道事務所

所在地 三次市十日市西六丁目2番1号

電話 (0824) 63-4121

3 申請内容個別説明

公示後、自動販売機による営業を希望する方は、申請書等についての個別説明を平成25年10月7日（月）から10月18日（金）までの土曜・日曜・休日を除く平日の10:00～16:00、三次河川国道事務所総務課（0824-63-4121）において行いますので、電話で日時を確認の上、必ず受けて下さい。

個別説明を受けなかった方については、申請への参加は認めません。

4 営業の条件等

別紙①のとおり

5 提出書類

(1) 三次河川国道事務所施設（自動販売機：飲料）営業申請書

(2) 添付書類

- ① 会社概要（個人の方は市販の履歴書も添付）
 - ② 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無
 - ③ 店舗別営業開始日一覧表
 - ④ 過去3年分の保健所からの指導事項及び改善措置状況
 - ⑤ 経営規模等調査票
 - ⑥ 過去3年分の法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）
 - ⑦ 法人の場合→商業登記簿謄本、個人の場合→身分証明書（市町村発行）
 - ⑧ 直近3期分の決算書 法人の場合→貸借対照表、損益計算書、利益処分書
個人の場合→決算等財務状態が確認できる書類
 - ⑨ 提案書（A4版片面10枚以内）
 - ⑩ 誓約書（別添様式①）
- * なお、詳細については個別説明時に行います。

6 申請書受付

受付期間 : 平成25年10月21日（月）から11月1日（金）まで

受付時間 : 土曜・日曜・休日を除く平日の10時～16時

場 所 : 三次市十日市西六丁目2番1号 三次河川国道事務所総務課

7 営業業者の決定方法

企画内容及び経営実績等を総合的に審査の上、営業業者の可否を決定します。

照 会 先 : 三次市十日市西六丁目2番1号 三次河川国道事務所総務課

電話（0824）63-4121 内216 伊 藤

営 業 条 件 (自動販売機)

【施設共通】

項 目	営 業 条 件
施設の目的	三次河川国道事務所の職員及び来庁者の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生 の増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービスの提供のための施設である。
営業開始予定日	平成26年4月頃
営業日	「行政機関の休日に関する法律」第1条に規定する日を除く毎日とする。
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、委託業者において全責任を負うものとする。
契約期間	契約の期間は1年間とするが、5年に限り更新ができるものとする。
報告事項等	覚書(案)による。
庁舎への出入り等	庁舎管理規程に従うものとする。
その他	施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は委託業者が行うものとする。 国有財産使用料は年間1㎡あたり5,400円程度を予定しており、別途国有財産法に基づく使用許可手続きをとるものとする。 営業に伴う電気料については、委託業者の負担となります。自動販売機については販売機毎に電気メーターを設置すること。

【自動販売機】

項 目	営 業 条 件
営業時間	終日
サービス方法	自動販売機(飲料)を設置すること。
精算方法	現金による現物購入。
メニュー	多様な品揃えを希望します。
機械の管理	自動販売機は委託業者が管理すること。 商品の詰め替えは、委託業者において行うこと。 自動販売機には地震時等に備え、転倒防止措置を講ずるものとする。
空き缶等の回収	自動販売機横に、ごみ箱を設置し、回収及び庁舎外搬出処分は委託業者において行うこと。
その他	上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

営業条件に係る補足説明事項

① 自動販売機による営業は職員及び来庁者の利便に資する目的をもって行うこと。
② 営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守すること。
③ 営業内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。
④ 事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。
⑤ 設備及び物品の善良なる管理者の注意義務で管理すること。
⑥ 営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については職員及び来庁者等の利用しやすいものにする。
⑦ 契約期限は1年とし、期限経過後は1年ごとに最大5年まで契約の更新ができるものとするが期限経過後は速やかに施設等の現状回復を行うこと。
⑧ 営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別添様式②により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

国土交通省中国地方整備局

三次河川国道事務所長

猪 森 正 一 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

施 設 概 要

名称	三次河川国道事務所
住所	三次市十日市西六丁目2番1号
庁舎利用者数	職員80名、来客100名程度
自動販売機の設置場所	2箇所（1階） 〔 飲料（缶） 1箇所 飲料（缶） 1箇所

※1申請につき1箇所とする

自動販売機の使用面積	2㎡（各1㎡）程度とする
電力	100V